

議案第7号説明資料

令和5年2月13日

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
施行日	2
参考資料	3
新旧対照表	4～6

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

1 改正概要

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業A型、B型、C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）を踏まえ、規定しています。

この度、以下の内容及び関係法律の整備に係る文言整理について国基準が改正されたことに伴い、規定の改正を行います。

- | | |
|----|---|
| 内容 | (1) 児童の安全確保の推進
(2) 園バス運行時の安全管理
(3) インクルーシブ保育の推進
(4) 懲戒権に係る規定の削除
(5) 衛生管理の推進の努力義務化 |
|----|---|

2 改正内容

(1) 児童の安全確保の推進

対象施設 全て

ア. 安全計画の策定 【改正案 第8条の2第1項】

家庭的保育事業者等に、利用乳幼児の安全確保を図るため、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修・訓練等の安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じることを義務付けます。

イ. 安全計画の職員への周知 【改正案 第8条の2第2項】

家庭的保育事業者等に、職員に対して安全計画を周知し、研修・訓練を定期実施することを義務付けます。

ウ. 安全計画の保護者への周知 【改正案 第8条の2第3項】

家庭的保育事業者等に、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等を周知することを義務付けます。

エ. 安全計画の見直し・変更 【改正案 第8条の2第4項】

家庭的保育事業者等は、定期的な安全計画の見直し及び必要に応じた安全計画の変更を行うものとします。

(2) 園バス運行時の安全管理

ア. 利用乳幼児の所在確認 【改正案 第8条の3第1項】 対象施設 全て

利用乳幼児の通園や園外での活動等のために自動車を運行する場合には、乗車及び降車の際に点呼等による利用乳幼児の所在確認を行うことを、家庭的保育事業者等に義務付けます。

イ. 送迎自動車への利用乳幼児の所在の見落とし防止装置の設置

【改正案 第8条の3第2項】 対象施設 ①②④

送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合には、利用乳幼児の所在を見落とさないようブザー等の装置を設置することと、その装置を用いて降車時の際の確認を行うことを、家庭的保育事業者等に義務付けます。

(3) インクルーシブ保育の推進

【改正案 第11条】

対象施設 全て

家庭的保育事業等を利用する社会福祉サービスを必要とする乳幼児の社会参加への支援が進むよう、利用乳幼児の保育に支障が生じない場合に限り、併設する他の福祉施設の設備や職員を共用できるものとします。

(4) 懲戒権に係る規定の削除

【改正案 第14条】

対象施設 全て

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 ⇒ 削除します

(5) 衛生管理の推進の努力義務化

【改正案 第15条第2項】

対象施設 全て

家庭的保育事業所等における感染症・食中毒の予防・まん延の防止のための「必要な措置を講ずる」努力義務は課されているものの、具体的な内容は規定されていないため、努力義務として求めるべき具体的内容として、研修及び訓練を実施することを、条例に明記します。

3 施行日

令和5年4月1日から施行します。

※ 2(4) → 公布の日から施行

※ 2(2)イ → 令和6年3月31日までの経過措置規定あり

4 参考資料

地域型保育事業＝家庭的保育事業等のことで、次の4つの事業を指します。

事業	概要	利用定員	町内設置
① 家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人	－
② 小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人	もあな こびとのこや
	B型：A型とC型の間隔的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人	－
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人	－
③ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	－	－
④ 事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	小規模型：19人以下 保育所型：20人以上	－

大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第8条 省略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、<u>家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、<u>前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、<u>保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 家庭的保育事業者等は、<u>定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、<u>利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 家庭的保育事業者等（<u>居宅訪問型保育事業者を除く。</u>）は、<u>利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の</u></p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章</p> <p>第1条～第8条 省略</p>

改正案	現行
<p><u>座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p>	
<p>第9条・第10条 省略</p>	<p>第9条・第10条 省略</p>
<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u></p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>
<p>第12条・第13条 省略</p>	<p>第12条・第13条 省略 <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p>
<p>第14条 削除</p>	<p>第14条 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>
<p>（衛生管理等）</p>	<p>（衛生管理等）</p>
<p>第15条 省略 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>第15条 省略 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>
<p>3～5 省略</p>	<p>3～5 省略</p>
<p>第16条～第22条 省略</p>	<p>第16条～第22条 省略</p>

改正案	現行
<p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>第23条～第25条 省略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第27条 省略</p> <p>第3章～第6章 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p>	<p>第2章 家庭的保育事業</p> <p>第23条～第25条 省略</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第27条 省略</p> <p>第3章～第6章 省略</p>
<p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。</u></p>	